

平成29年度 第4回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2018年（平成30年）1月12日（金）

藤沢市環境部環境総務課

午後2時00分開会

○山口参事 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより第13期平成29年度第4回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます藤沢市環境総務課の山口と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、今回も、藤沢市災害廃棄物処理計画の策定業務の委託を請け負ってくださっている国際航業株式会社の担当者の方が出席されていますので、ご承知おきください。そちらに出席されております。

それでは早速、次第に入りたいと思います。

その前に、「藤沢市廃棄物減量化、資源化及び適正処理に関する規則」により、本審議会の開催要件は、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、12名の委員の方にご出席いただいておりますので、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、先に資料の確認をさせていただきます。まず、本日、配付させていただいている資料として、右肩に「資料1-1」と記載しておりますが、「藤沢市災害廃棄物処理計画（案）」、資料1-2「藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）」についてのパブリックコメント実施結果、資料2「一般廃棄物処理手数料における負担割合の変更について」。事前に皆様にお送りしている資料として、資料3「平成30年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）」、資料4「藤沢市北部環境事業所新2号炉整備事業の概要」がございます。それから、今月から新庁舎ということで、私ども環境総務課も、この8階に入っておりますので、この新庁舎の案内のパンフレットをお配りさせていただいております。

資料の過不足等はありませんでしょうか。——大丈夫ですか。

それでは、審議に入りたいと思います。きょうは議題が4つほどございますので、おおむね午後4時には終わりたいなと思っております。きょうは、終わりましたら、この上の9階に展望フロアもございますので、そちらへ行っていただくなどして、せっかくできた新しい庁舎ですので、そちらで見学していただければと思います。

それでは、規則によりまして、審議会の議長は会長が当たることになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。横田会長、よろしくお願いたします。

○横田会長 それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、議事（1）「藤沢市災害廃棄物処理計画（案）」について、事務局から説明をお願い

いたします。

○須田補佐 環境総務課の須田と申します。よろしくお願いいたします。それでは、私から、「藤沢市災害廃棄物処理計画（案）について」、説明させていただきたいと思います。

最初に、資料1-2をごらんください。こちらは、素案についてのパブリックコメント実施結果となっております。昨年11月9日から12月8日までの1カ月間、パブリックコメントを募集した結果となっております。意見の件数は17件。提出者数は5名となっております。内訳として、市内の在住者が2人、事業者が1人、在勤者が2人となっております。

内容別の意見件数です。17件となっております。計画全体に関する意見が4件、第1章第2節の災害廃棄物処理の基本的事項に関する意見が3件、第2章第1節の災害発生時の組織体制に関する意見が3件、第3章第1節のがれき等の処理に関する意見が6件、第4章第6節の市民への啓発・広報に関する意見が1件となっております。そのうち、計画へ反映した意見は5件となっております。

それでは、反映した意見につきまして、説明させていただきたいと思います。

2ページをごらんください。まず、計画全体に関する意見のうち、意見1となっているものです。こちらは、内容的に一般の方が読むには難しいということで、わかりやすい表現を心がけるべきといった意見がございました。これにつきまして、「用語集を作成し、本文中においても用語集に説明を掲載している旨の表記を行い、わかりやすくいたします」という回答を予定しております。この修正点については、後ほど説明したいと思います。

次に、3ページ。災害廃棄物処理の基本的事項に関する意見の意見2になります。1-6頁の部分になりまして、こちらは、復旧時においては、被害状況を考慮し、適切な処理期間を定めるものとするという意見で、復旧時等以外ではどうするのかという意見でした。これにつきまして、「災害廃棄物の処理期間につきましては、大規模な災害が起こった場合、3年を目標として処理完了を目指すものです。初動対応時、応急対応時においては処理期間を変更する判断が難しいと考えておりますが、場合によっては判断可能ですので、復旧・復興時期に限定しないものいたします」という回答を予定しております。

次に、意見3として、建物被害、火災、死傷者数について、被害規模の程度・強度を理解するために、例えば全棟数に対し平常年の年間出火数に対し、といった参照値を付記してはどうかというところで、「災害の規模につきましては、説明が必要であると考えておりますので、用語集に記載いたします」という回答を予定しております。

4ページです。がれき等の処理に関する意見の意見2になります。災害時における避難場

所等のために一時的に提供できる土地（畑等）の申し受けがあったと思いますが、仮置き場としても承諾があれば可能ではないかと思っておりますという意見に対して、「仮置き場確保・調整につきましては図3-5に記載しているものですが」、⑥に「農地」という言葉が書いてあるんですが、「⑥において、防災協力農地についても記載いたします」という回答を予定しております。

5ページです。同じくがれき等の処理に関する意見の意見4になります。廃棄物処理の流れで、防犯や交通警備といった業務も必要ではないかと思っておりますという意見につきまして、「仮置き場の運営・管理の際に交通安全のための車両誘導員や不法投棄対策のための夜間警備員が必要であると考えておりますので、表3-25に記載いたします」という回答を予定しております。

それでは、修正したところについて説明させていただきます。資料1-1「藤沢市災害廃棄物処理計画（案）」をごらんください。まず、1-6ページをごらんください。「処理期間」として、「被害状況を考慮し、適切な期間を定め、必要に応じて見直すものとします」と変更しております。

3-14ページをごらんください。こちらの図3-5が仮置き場の確保・調整優先順位の考え方となっておりますが、⑥「やむをえない場合は農地（耕作放棄地・防災協力農地）の調整を行う」と変更しております。

3-19ページをごらんください。表3-25の項目の「仮置き場の運営・管理」の一番下の部分になります。「作業員の他、必要に応じて車両誘導員や夜間警備員を配置し、安全な荷積荷卸作業を実施するとともに、火災やがれき積み置き崩落等防止のための適切な体制を整える」という文言を追加しております。

3-20ページをごらんください。こちらはパブリックコメントの修正ではありませんが、「がれき等の分別区分」の右端に「津波堆積物（土砂・ヘドロ）」について追記しております。それとともに、上の「廃家電」を、家電リサイクル法対象4品目と、それ以外の小型家電に分けております。こちらは、処理する方法が異なるため、分けたものとなっております。

3-28ページをごらんください。こちら、パブリックコメントとは別に追記しております。被災家屋の解体・撤去に当たりましては、アスベストの調査が必要になってきます。アスベストの調査の方法のマニュアルが今年度の9月に改訂されておまして、その内容を追記したものです。実際に解体をするに当たって、まずは設計図書等によって判断をして、アスベストが含まれているかどうか。ない場合でも、疑われる場合には建物での調査等をして、

アスベストに対する対策をしていくものとなっております。

最後です。用語集－7ページをごらんください。ここで、災害の規模を示しております。用語におきましても、通常災害、非常災害、大規模災害となっております。通常災害は、通常時の処理の中で処理ができるものという形です。非常災害については、自治体の判断で、通常起こり得るやや大き目な規模の災害となっており、非常災害となった場合には廃棄物処理法の特例措置を使用できることから、この分かれ目はかなり重要となってくるものです。ちなみに、非常災害の概念は最近つくられたもので、常総市の水害が、非常災害に当たった過去のものとなっております。

用語集－8ページです。激甚災害、特定非常災害は、国が定めるものになります。これは大規模災害の中になって、国のほうでどちらかという形になります。

今回の被害想定と同程度となるものについては、当然、大規模災害というものになってきます。

以上、簡単ですが、素案からの主な修正点となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 ただいま事務局からの説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますか。

○金田委員 金田と申します。本年もひとつよろしくお願いいたします。

この部分の、今お話しされたご意見というよりは廃棄物の分類のほうですが、たしか昨年10月から、水銀使用製品等を含む廃棄物というのが産廃の廃棄物のほうで追加があったと思います。ですから、3-20ですか、「がれき等の分別区分」で、有害廃棄物のところを見ていたら「など」と、種類が書いていなかったのも、限定される有害廃棄物が入っていたので、この中に水銀使用製品等を含む廃棄物を明記されたほうがよろしいのではないかと思います。法令追加ですので。その点だけです。

あとにつきましては、別に問題ありませんので、私としては以上です。

○須田補佐 ご意見ありがとうございます。そこにつきましては明記したほうがよろしいと思いますので、記載させていただきます。よろしくお願いいたします。

○横田会長 では、記載させていただきます。

ほかにございましょうか。

こういうコメントをいただいた方に対しては、このような形で文言として整理したということはお答えしているのでしょうか。それとも、まだこれからになるのでしょうか。

○須田補佐 この内容につきまして、一度、議会で報告させていただいて、その後、計画を出すのと一緒にホームページ等で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 その段階で明らかになるわけですね。

○須田補佐 そうですね、はい。

○横田会長 ほかにいかがでしょうか。——特にないようでしたら、(2)の議事に入りたいと思います。

(2)「一般廃棄物処理手数料の改定について」、事務局より説明をお願いいたします。

○須田補佐 引き続き、私から説明をさせていただきます。

資料2をごらんください。前回のこちらの審議会で出した資料を議会用に修正して提出したのとなっております。説明した内容は前回と同様、変更はございません。

その中で、5ページをごらんください。「負担割合検討後の処理手数料(案)」で、こちらの処理手数料については、事業系のものについては10キログラム当たり200円から270円、一般家庭から臨時に排出されたものについては10キログラム70円から110円。動物の死体につきまして、専用の焼却炉で処理して焼骨を返却するときが1体につき3,000円から4,800円。焼骨を返却しないときは2,000円から2,500円。産業廃棄物については10キログラムにつき200円から270円と、前回説明した内容と同じものとなっております。

次のページ、「今後のスケジュール」になります。2月に議会で条例の改正を予定しております。こちらの趣旨については既に市長の決裁がとれておりますので、あとは議案として提出するだけとなっております。こちらが通りましたら、4月以降、料金改定に伴う周知の実施をして、10月に料金を改定する予定となっております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見などありましたら、お願いいたします。よろしいですか。——特にないようですので、次の議事に移りたいと思います。

(3)「平成30年度藤沢市廃棄物処理実施計画(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

○若林主任 それでは、「平成30年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画(案)」につきまして、環境総務課の若林より説明させていただきたいと思います。

初めに、資料3をごらんください。皆様ご存じのとおり、一般廃棄物の処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理

に関する計画を定めなければならないとなっており、発生量、処理量、分別方法等を計画するものとなっております。一般廃棄物の処理計画は、藤沢市におきまして2つの計画を定めており、10年間の長期計画である藤沢市一般廃棄物処理基本計画と、単年度ごとの処理の実施内容を定める藤沢市一般廃棄物処理実施計画です。今回、皆様にご審議いただくのは、単年度ごとに定める平成30年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画となります。

平成30年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画は、平成29年3月に策定した藤沢市一般廃棄物処理基本計画に基づき構成されております。

それでは、1ページから説明させていただきます。■の1つ目、「一般廃棄物処理実施計画基本事項」につきまして、本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しています。一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画で構成されます。実施計画は、年度ごとの一般廃棄物処理事業計画を定めるものです。

2「計画期間」については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

3「計画区域」については、本市の行政区域全域となっております。

■「ごみ処理実施計画」に移りまして、1「ごみ処理人口」は、42万8,661人を計画しております。前年度計画よりも約2,200人の増となっております。こちらの統計値が8月1日を基準としておりますのは、平成30年度の予算要求の際にごみ処理推計を作成したときのごみ処理人口と合わせているため、8月1日の統計値を使っております。

2「ごみの排出量及び処理量の見通し」です。表どおりの計画をしております。前年度と比較しますと、ほぼ横ばいの量となっております。

2ページに移ります。3「基本計画に基づくごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進等の施策」としては、一般廃棄物処理基本計画と同様の重点施策、基本施策を記載しておりますので、このまま4ページに移ります。

4「ごみ処理に関する計画」。

(1)「ごみ処理の流れ」については、表の左側の種別で、可燃ごみや、大型・特別大型ごみなどがありますが、そちらに沿った分別で集められたごみが、真ん中の中間処理を経て右側の最終処分または資源へ行くフローとなっております。

上から、可燃ごみについては、焼却した後、熔融処理の資源化を行っております。

次に、大型・特別大型ごみや、不燃ごみについては、大きいものは破碎や裁断をし、その

まま焼却し、資源化しております。大型・特別大型ごみの中で、タイヤやホイールについては、専門業者で処理を行っておりまして、不燃ごみのコンクリートブロック等については、最終処分場に埋め立てしております。小型家電等については、回収については、市内の小型家電回収ボックスで集められた後、売却等しております。特定処理品目については、テープについては直接焼却。その他については、一部処理をした後、売却、または専門業者により処理を行っております。

資源物については、圧縮や選別、洗浄等を行い、リサイクルやリユースをしております。

5ページへ行きまして、市で収集・処理できないものについては、危険物・処理困難物等、またその下のメーカーリサイクル対象品目、テレビ、エアコン等については、販売店、専門店や、各リサイクル処理事業者等で処理を行っております。

市と民間事業者の協定等に基づき資源化するものについては、小型家電やパソコン、剪定枝等がございまして、協定に基づいて各リサイクル処理業者によって処理がされております。

(2)「ごみの収集区分と主な種類」。

ア「市が収集・処分するごみ」については、前年度の変更点を説明させていただきます。区分で、5ページの一番下の剪定枝は、太さ1センチ以上、長さ1.5メートル未満の枝となっております。昨年度は長さが1メートルとなっておりますが、平成30年度から、長さ1.5メートルまで拡大して収集する計画となっております。

6ページに移ります。表の下から3段目、大型ごみの変更点を説明いたします。1行目、100キロ未満のごみとなっておりますが、昨年度までは100キロ未満のごみという一文が入っておりませんでしたので、こちらをつけ加えております。

その下の特別大型ごみについては、4項目修正があって、まず2行目は「オルガン及び電子オルガン等の鍵盤楽器類(ピアノ線等の弦を使用していないものに限る)」となっております。今までは電子オルガン等の鍵盤楽器類は特別大型で収集しておりませんでした。平成30年度からは、ピアノ線等の弦を使用していないものについては、収集する計画となっております。3行目の「スプリング入りマットレス、ベッド及び電動ベッド」の項目では、平成30年度から電動ベッドを新たに追加しております。4行目の真ん中あたりの温水器、一番下の行のマッサージチェアについても、平成30年度から追加しております。

イ「市が収集できないが処分するごみ」については、変更点はございません。

ウ「市が収集・処分できないごみ」についても、変更点を説明させていただきます。1つ目の危険物・処理困難物について、種類の中の2つ目の項目、医療系廃棄物の次の「ピアノ・

電子オルガン等の鍵盤楽器類（ピアノ線等の弦を使用しているもの）」については、特別大型ごみでピアノ線等の弦を使用していないものという形で収集する計画となりましたので、こちらでは（ピアノ線等の弦を使用しているもの）という一文をつけ加えさせていただきました。

そのほか、市が収集・処分できないごみについては、各法律や制度または適正処理が行えるルートにより処分をすることとなっております。

エ「市と民間事業者の協定等に基づき資源化するごみ」については、小型家電リサイクル法対象品目、剪定枝等で、変更はございません。

（3）「ごみの収集体制」。

「定期収集」については、現在の収集区分と収集方法、戸別収集に変更はございません。

8 ページに移ります。イ「予約収集」について、収集区分として、大型ごみや特別大型ごみ、大型商品プラスチック、剪定枝等となっております。収集区分と収集区域等については変更はありませんが、一番下の排出方法の③剪定枝について、1.5メートル未満に切断し、余分な横枝や葉を払い、方向をそろえて直系 35 センチ未満に束ねるということで、平成 29 年度の計画においては、「1 m 未満に切断し」となっていたところを「1.5m 未満」、また「直系 25cm 未満に束ねる」となっていたところを「35cm 未満」に変更しております。

ウ「三者協調方式」についても変更はありませんので、エ「ボックス回収」に移らせていただきます。ボックス回収については、基本的に回収場所については変更ありませんが、藤沢市役所の本庁舎については、この 1 月から、新館の 1 階から本庁舎の 1 階に移らせていただいております。

オ「一声ふれあい収集」についても、変更点はございません。こちらは、ごみの排出が困難で、ボランティア等の協力を得ることができない高齢者世帯や障害者世帯を対象としたものとなっております。

カ「許可業者収集」についても、基本的に事業者から排出されたごみについて、許可業者が収集するものとなっております。

10 ページに移ります。（4）「ごみの処理体制」については、先ほどごらんいただいた 4 ページのごみ処理フロー及び 6 ページ、7 ページの内容が重複となりますので、恐縮ながら割愛させていただきますが、11 ページの一番下の段、ク「市外にて処理するごみ」について、一部ご説明させていただきます。焼却施設整備工事期間中において、北部環境事業所及び石名坂環境事業所のごみピット貯留可能量を超える場合は、市外の民間施設または他市等の施

設にて焼却し、焼却灰を溶融資源化いたします。

焼却施設の定期修繕及び施設の老朽化工事の期間中は、ごみの焼却が一部行えないため、その状況で北部環境事業所及び石名坂環境事業所のごみをためるピットに、ピット容量を超えるごみの搬入があった場合、ごみがピットからあふれる状況になってしまいます。それを防ぐために、市外の民間施設または他市の施設などで焼却を行い、またその焼却灰も溶融資源化を行うという予定のものです。今年度は、既に民間施設に委託しておりますが、平成30年度は近隣の自治体にて処理ができるよう、現在進めております。

12 ページに移ります。5 「ごみ処理施設及び整備に関する事項」について。

(1) 「収集車両基地」については、環境事業センター及び環境事業センター南部収集事務所で所有しているパッカー車やダンプ車の台数を記載しております。

(2) 「リサイクルプラザ藤沢」については、カン・金属類の機械選別圧縮施設を含めた複数の施設の年間稼働日数や年間処理量について記載しております。

13 ページに移ります。(3) 「プラスチック製容器包装圧縮梱包施設」は、一部民間業者への委託にて中間処理しておりますので、記載しております。

(4) 「焼却施設」については、北部環境事業所、石名坂環境事業所の稼働日数や処理量を記載しております。

(5) 「最終処分施設」は、現在使用している女坂最終処分場について記載しております。

14 ページに移ります。(6) 「一般廃棄物処理事業者（食品リサイクル）」につきまして、こちらは藤沢市内に1社、食品廃棄物をリサイクルしている施設がありますので、記載しております。

(7) 「その他民間処理施設」は、事業者が直接搬入または市が委託を行い、資源化している量及び計画量を記載しております。

(8) 「処理施設等の整備・計画」は、現在、北部環境事業所の焼却炉の定期整備、石名坂環境事業所の焼却炉の定期整備、北部環境事業所の焼却炉の更新計画がございます。

6 「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」については、資源の処理量の見通しを記載しています。15 ページにずれますが、表の下から4行目の処理過程からの資源化については、破碎後、磁選等で発生したもので資源化されるものを記載しております。

全体の処理量の見通しとしては、剪定枝は増となっておりますが、その他は平成29年度計画とほぼ横ばいとなっております。

(2) 「不法投棄対策」については、パトロール、監視カメラ、看板の設置により、不法投

棄の対策を行う予定にしております。

(3)「一般廃棄物処理施設の情報公開」につきましては、維持管理情報について、ホームページで公開しているという内容です。

7「市が処理することができる産業廃棄物」につきましては、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第22条の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は次のとおりとなっております。大きく2つに分かれまして、(1)が、少量排出事業者または地域で発生した産業廃棄物について、市が収集、処理できる産業廃棄物となっております。

16ページに移りまして、事前登録した市内業者が排出する、アからウに記載している要件及び搬入量を満たした産業廃棄物については市が処理できることとなっておりますが、先ほどの資料2の4ページに記載しているとおり、平成30年10月に産業廃棄物の処理手数料の改定に伴い、こちらも(2)の市が処理できる産業廃棄物、アからウについては、平成30年9月末までの処理できる内容となっております。(2)は1年間の計画の中で10月以降は行わないという記載となっております。

17ページの■「生活排水処理実施計画」に移らせていただきます。こちらも、藤沢市一般廃棄物処理基本計画に沿った実施計画となります。

1「生活排水処理人口」については、下水道総務課の下水道計画から数字をいただいております。人口の増加により、全体的に若干増となっております。

2「し尿・浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見通し」は、実績等に基づき、藤沢市一般廃棄物処理基本計画の推計値を記載しているものです。

3「基本計画に基づく生活排水処理の施策」についても、藤沢市一般廃棄物処理基本計画に記載している施策と同様となります。

18ページに移ります。4「生活排水の処理に関する計画」。

(1)「生活排水処理の流れ」です。こちらも、基本計画と同様のフローとなっております。基本的に生活雑排水処理は下水道での処理となっております。浄化槽汚泥や汲み取りし尿については、北部環境事業所のし尿処理施設で処理を行い、処理水は下水、脱水汚泥については焼却していくという流れとなっております。

(2)「し尿・浄化槽汚泥の収集体制」です。こちらも前年度と同様で、し尿・浄化槽汚泥については、許可業者が収集するような体制となっております。

(3)「生活排水の処理体制」も、前年度と同様の記載になります。

最後、19 ページに移りまして、5 「し尿処理施設及び整備に関する事項」。

(1) 「し尿処理施設」については、施設のある北部環境事業所について記載しているものです。

(2) 「し尿処理設備の整備・計画」については、北部環境事業所のし尿処理施設の定期整備、北部環境事業所のし尿処理施設の整備計画を実施していくところでございます。

以上、一般廃棄物処理実施計画について、説明を終わらせていただきます。

○横田会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等。

○岩隈委員 岩隈と申します。よろしく申し上げます。

3つあります。

まず1点は、6 ページです。「特別大型ごみ」とありますが、これは1人住まいの高齢者はなかなか外に出せないのですが、こういう場合は市の方が家の中に入って出していただけるのでしょうか。

次は10 ページです。下から4行目、羽毛布団の件です。これは、こちらで分別して売却するとありますが、売却先は、それを商品みたいに利用するのでしょうか。ちょっとそれが疑問でした。

もう1点、食料残渣です。(6) の表の上から3行目、「食品残渣から飼料を製造」と書いてありますが、これはどのようなところから残渣が入ってくるのでしょうか。ちょっと教えてください。

以上です。

○高橋主幹 それでは、最初の2点について、私からお答えさせていただきます。

まずは、6 ページの特別大型ごみが出せない場合ですが、現在、藤沢市では、福祉大型ごみということで、おおむね65歳以上の世帯の方とか、そういったご高齢の方がお出しになるときにお手伝いいただけない場合には、大型ごみの申し込みの際にそういった旨を言っていただければ、宅内からの持ち出しということも実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

10 ページの古布のリサイクルは、間屋のほうでリサイクルできるものに関しては、東南アジア等へ売却もしていますし、できないものに関しては車の内装の断熱材といったものにも利用していますので、よろしくお願いいたします。——羽毛布団のほうでしたね。失礼しました。

布団は、普通の綿の布団と羽毛とありますので、選別した後、羽毛布団に関しては、もう一度洗浄して、新たな布団として生まれ変わって、売却させていただいております。

○岩隈委員 リサイクルされているんですか。

○高橋主幹 はい。

○若林主任 3点目の14ページの(6)「一般廃棄物処理事業者(食品リサイクル)」の業者の3行目の処理内容の食品残渣がどこから来るかというご質問に関して、事業者から廃棄された食品残渣について、飼料化しております。例えば、藤沢市だと、小学校の学校給食等もこちらに運ばれておりますので、学校給食も一部資源化されています。飼料化というのは、例えば豚とかそういったものの餌になるものです。

○横田会長 さっきの説明のところで別の回答があった、車の内装、断熱材等に使われているというのは、物は何だったんでしょうか。

○高橋主幹 古布です。

○横田会長 東南アジアへも行っているの。

○高橋主幹 そうですね、はい。

○横田会長 そういったものは、多少収入はあるんですか。

○高橋主幹 うちはそれを問屋へ売却して、その後の流れという形になりますので。

○横田会長 では、問屋さんから幾らかいただいているということですか。

○高橋主幹 問屋のほうへ布自体をキロ幾らで売却して、市のほうにも入っています。

○橋詰委員 2つあります。

1つは、今、岩隈委員が質問された食品リサイクルのことで、私は学生を連れて毎年見学に行くのでちょっと様子を知っているのですが、あそこには、食品工場から出てくる、例えてみれば大根の皮だとかそういうものとか、コンビニなどの弁当の期限切れ前のもものとかも来ています。食べてもいいんじゃないかと思うようなものもありますね。(笑)

それから、質問です。これの1つ前の話題で、手数料変更の話があって、そのときに気がついたんです。直接搬入廃棄物(直接搬入ごみ)の扱いの話が、この実施計画を見てもどこにも出ていないと思うのです。基本計画のほうも一生懸命見ましたが、私が見た範囲ではどこにも出てこないようなのです。ちょっとそれは変じゃないかと思えます。直接搬入ごみについても一言触れておかないと変じゃないか。

書き方の工夫はいろいろとあると思いますが、簡単にやろうとすれば、例えば10ページのアの前の(4)「ごみ処理体制」のところで、「市が収集した、または直接搬入された云々については、以下により処理する」とか、そんなことを入れればいいのかもかもしれません。何か工夫をされないと、直接搬入というのは、この計画上はあたかもないかのように見えてしま

って、基本計画上どうなっているかはよくわかりませんが、そこはぜひお考えいただいたらいいかと思います。

○横田会長 そうすると、今の直接搬入されたごみは、事務局側というか、事業のほうで、これは何のごみ、これは不燃、これは資源、これは大型ごみという区分けをもう一回されなければならぬわけでしょうか。

○須田補佐 直接搬入というのは、確かにここには直接記載されていなくて、主に9ページのカの部分になります。許可業者が収集しているものです。こちらが、各排出先より収集して直接搬入という形に該当しますので、その一言を入れていくという方向で考えたいと思います。

○横田会長 一般市民が直接搬入するというわけではないんですね。

○須田補佐 一般市民が直接搬入する場合は、あくまでも臨時に持ってくる場合に限定しておりますので、そこにつきましては書き方は考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○金田委員 まず1点はお礼で、16 ページに載っている市が処理できる産業廃棄物です。条例改定まではできなかったのですが、産業廃棄物が9月末までということなので、非常にありがとうございます。この減量審で言い続けた意見が実ったかなと思っています。

もう1点については、先ほど言われた市民の直接搬入の件です。私はリサイクルプラザの運営に関係してまして、年々かなりふえてきております。市民の方から臨時で受けるということをおもは考えておりますので、これが常時受けるような感じになってしまうと、今のリサイクルプラザの搬入体制では限界が来てまいりますので、そこら辺はうまく書いていただいて、あくまでも臨時ということにさせていただければ非常に助かります。常時受けるようになりましたら、職員の増加や、施設内のレイアウト変更もしなければできませんので、その点はよろしくお願ひいたします。

以上です。

○横田会長 選別工程などが大変ですからね。

ほかに。

それでは、議事(4)「藤沢市北部環境事業所 新2号炉整備事業の概要について」、事務局から説明をお願ひいたします。

○五島主幹 北部環境事業所の五島と申します。「藤沢市北部環境事業所 新2号炉整備事業の概要について」、ご説明させていただきます。

お手元の資料4をごらんください。パワーポイントの資料となっております、各スライドの右端にページ番号を記載しております。このページに沿ってご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

1ページをごらんください。まず初めに、「廃棄物処理施設の概要」です。藤沢市には、北部環境事業所と石名坂環境事業所の2カ所に焼却施設がございます。この2つの施設で、市内で発生する一般廃棄物を焼却処分しているものでございます。

2ページをお開きください。「ごみの発生量予測」です。このグラフは、平成42年までの市内の人口の動向とごみの発生量についてあらわしているものです。市内の人口は折れ線グラフで示しています。藤沢市においては増加傾向で、平成42年に人口のピークを迎える予測となっております。ごみの発生量は棒グラフのグレーの部分となりますが、ご家庭から発生するごみ量を示しているものです。人口は少しずつ増加しておりますが、皆様にごみの分別などのご協力をいただいて、ほぼ横ばいという予測をしております。一方、棒グラフの斜線部分については、市内の商業施設などから排出される事業系のごみの量を示したのですが、テラスモール湘南などの大型商業施設が建設されたことから増加傾向を示しておりまして、全体のごみ発生量としては、微増傾向となっております。

3ページをごらんください。「ごみ焼却施設の現状と課題」です。北部環境事業所は、焼却炉は2炉有しており、このうち1号炉は、老朽化により平成19年に更新を行い、現在稼働しており、2号炉は老朽化により現在停止しているものでございます。

石名坂環境事業所については、焼却炉は3炉有しており、昭和59年に運転を開始いたしました。このうち1号炉は平成19年に運転を停止し、2号炉及び3号炉は現在も稼働しておりますが、運転開始から33年が経過し、老朽化が著しい状況となっております。

このように、市内の焼却施設が老朽化している状況ではありますが、ごみは日々発生し、ごみ処理は停滞させることができないため、安定的なごみ処理が必要となっております。このことから、藤沢市では、焼却施設整備基本計画を策定し、焼却施設の更新について検討を行いました。

4ページをお開きください。この焼却施設整備基本計画の中で、現在停止している北部環境事業所2号炉の更新、老朽化の著しい石名坂環境事業所の再整備を行うこととし、先に北部環境事業所2号炉の更新事業を行うことといたしました。

6ページをお開きください。北部環境事業所の現在の配置状況の航空写真です。中央に1号炉、その北側に2号炉が配置されております。この2号炉を解体し、同じ位置に新2号炉

を建設するものでございます。

7ページをごらんください。更新する新2号炉の整備概要です。施設の能力は、既存と同様の1日に150トン焼却できる施設といたします。また、ごみを焼却した熱を有効利用するため、発電設備を設置し、発電した電気は北部環境事業所及び隣接するリサイクルプラザ藤沢の電力を賄うものとします。さらに余った電力については、売電いたします。また、施設の強靱化を図り、災害後も運転を再開できる施設、災害廃棄物の処理も行える施設といたします。公害防止については、排出ガスに、公害防止基準以上の低い自主基準値を設定し、環境負荷の低減を図る施設といたします。

8ページをごらんください。新2号炉整備・運営事業の事業方式ですが、焼却施設整備基本計画において、事業方式の検討も行い、民間のノウハウを効率的かつ効果的に本事業を実施できるDBO方式が本市の新2号炉整備に適している結果となりました。DBO方式とは、設計・建設・20年間の運営・維持管理業務を一括で事業者が実施するものでございます。

9ページをごらんください。焼却施設整備基本計画に基づき、整備事業を進めるため、藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業審査委員会を設置し、DBO事業者の公募を行いました。参加事業者は2グループございました。この事業者の提案内容を審査委員会で審査、評価していただき、昨年（平成29年）10月に、荏原環境プラント株式会社を最優秀提案者として選定し、委員会からの報告を受け、市は優先交渉権者として決定したものでございます。なお、この荏原環境プラント株式会社は、石名坂環境事業所の焼却施設を建設し、現在も運転・維持管理業務を行っている事業者でもございます。

10ページ及び11ページは、北部環境事業所の更新後のイメージ図です。

12ページをお開きください。こちらは配置図のイメージとなります。今回の整備範囲は、太い線で囲われた部分でございます。

13ページは、新2号炉の見学コースの提案イメージです。

14ページをお開きください。ごみの焼却、排出ガスの流れなど、焼却施設の構造イメージでございます。

15ページをごらんください。整備事業のスケジュールです。本年2月、市議会定例会本会議で契約議案をご審議いただいた後に本契約を締結し、本年夏ごろから解体工事を行う予定としております。工事期間としては、2018年3月から2023年3月までの約5年間で予定しており、運営期間については2023年4月から2043年までの20年間、事業者が維持・運営管理業務を行うものでございます。

以上、「北部環境事業所 新2号炉整備事業の概要について」、ご説明させていただきました。

続きまして、16ページをお開きください。焼却施設整備による周辺環境への影響について、生活環境影響調査を行いましたので、その結果についてご説明いたします。

18ページをお開きください。生活環境影響調査とは、ごみ焼却施設を建設することにより、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査を行い、その調査結果をもとに生活環境の保全対策などを取りまとめ、周辺地域の環境に配慮した施設計画とするものでございます。この調査は、環境省より指針が示されており、この指針に基づき、調査を行ったものでございます。

19ページをごらんください。生活環境影響調査の項目ですが、調査項目としては、大気質、騒音、振動、悪臭の4つの大気環境要素について実施いたしました。この調査項目について、まず現況の調査を行い、その調査結果を踏まえ、予測・影響の分析を行ったものでございます。

20ページをお開きください。調査対象範囲は、煙突の高さに応じて異なり、今回建設する煙突の高さを59メートルとすることから、調査対象範囲は、建設予定地を中心に半径6キロメートルといたしました。

21ページをごらんください。建設予定地における排出ガスの公害防止基準です。今回、更新する焼却施設から排出されるダイオキシン類、ばいじん、塩化水素などの大気汚染物質については、大気汚染防止法などの基準値以上に低い自主基準値を設定しています。さらに、日々の運転においては、より低い値で運転管理をいたします。

22ページをお開きください。計画施設における騒音・振動の基準値につきましては、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき設定したものでございます。

23ページの悪臭の防止基準については、悪臭防止法に基づき設定したものでございます。

24ページと25ページは、調査項目と調査地点をあらわした図です。建設予定地で、大気質、騒音、振動、悪臭について、また建設予定地の周辺の4カ所の小中学校において、大気質、悪臭の調査を行いました。

26ページをお開きください。廃棄物運搬車両の影響についてです。建設予定地への主要な搬入ルートは東側、西側、2カ所の道路沿道において、大気質、騒音、振動の調査を行いました。

続きまして、調査結果についてご説明させていただきます。28ページをお開きください。

「大気質に係る現況調査の結果」です。建設予定地、建設予定地周辺の4地点、東西道路沿道2地点の調査結果は、いずれの調査項目についても環境基準を満足するものでございました。

29 ページをごらんください。煙突からの排出ガスによる影響ですが、現況の調査結果を踏まえ、年平均予測濃度を算出したものでございます。この予測濃度の結果は、環境保全目標を満足するものでございました。

30 ページをお開きください。煙突から排出される排出ガスについて、大気汚染物質が高濃度となる場合を想定した場合の予測を行ったものでございます。この濃度が高くなる条件を想定した場合にでも、全ての条件において、環境保全目標を満足するものでございました。

31 ページをごらんください。廃棄物運搬車両の走行による影響でございます。東西2カ所の沿道において予測を行った結果、いずれも環境保全目標を満足する結果でございました。

32 ページをお開きください。施設稼働による騒音の影響ですが、現況調査を踏まえた施設稼働による影響を予測した結果、いずれの予測地点においても、騒音レベルが増加することではなく、現状を著しく悪化させるものではございませんでした。

33 ページをごらんください。廃棄物運搬車両による騒音の影響ですが、東西2カ所の沿道の現況調査を踏まえた予測結果は、騒音の増加レベルはいずれの地点においても0.3デシベル程度で、著しい影響を及ぼすものではございませんでした。

34 ページをお開きください。施設稼働による建設予定地の振動の影響です。いずれの敷地境界地点においても、環境保全目標を満足するものでございました。

35 ページをごらんください。廃棄物運搬車両による振動の予測結果についても、振動規制法に基づく基準を下回り、環境保全目標を満足するものでございました。

36 ページをお開きください。建設予定地の現況の悪臭の調査結果でございます。建設予定地の風下で、わずかに臭気が感じられましたが、規制基準を下回るものでございました。また、建設予定地周辺の小中学校では、臭気はございませんでした。

37 ページをごらんください。施設稼働による悪臭の予測ですが、煙突からの排出ガスによる悪臭の影響を評価し、予測した結果、環境保全目標を満足するものでございました。

38 ページをお開きください。「生活環境影響調査書の縦覧と意見の提出について」、ご説明いたします。調査結果の縦覧を平成29年12月5日から平成30年1月5日まで、各市民センター等で行いました。この調査書に対する意見書の提出について、平成30年1月19日まで受け付けを行っています。いただいたご意見に対する市の考え方を、平成30年2月に市ホー

ムページで公表する予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご意見、ご質問などございますか。

○川崎委員 川崎と申します。よろしくお願いいたします。新しい焼却施設のいろいろなご説明をありがとうございました。

お伺いしたいのは見学のところ、13ページとかこのあたりです。今も恐らく小学生は大体4年生でごみの勉強をして、いろいろな学校さんが見学に来ていらっしゃるのではないかと思います。今回もきっと見学を受け入れられる施設になるかなと思って、すぐろくとか、新たな工夫なのかな、楽しめるような施設なのかなと思っているんですけども、もう少し具体的に見学に来た方々に対するイメージを教えてくださいなと思いました。

○五島主幹 見学コースに関して、今回はDBO事業で、事業者の提案の中でこういう提案がございました。見学コースの具体的なものについては、これからの事業者との打ち合わせ等できつくり上げていきたいと考えておりますが、現在の提案ベースでのものをご説明させていただくと、まずは入り口のところに最近はやりのウエルカムロボットなどを設置して、最新のご案内をさせていただく。

あと、白黒でわかりにくいんですが、床にごみの流れなどを映像で映し出して、スクリーンで見るだけでなく、子どもたちが楽しみながらごみの環境のことを学べるという提案を受けているものです。

環境問題を題材としたすぐろくについては、これから内容を確認していきたいと思っておりますが、こちらについても子どもたちに興味を持っていただけるようなものにつくり上げていきたいと考えております。

○横田会長 ほかにございましょうか。

○森外委員 森外です。よろしくお願いいたします。

今回の新2号炉の業者の公募があったということで、2グループあったんでしょうか。今回は荏原環境プラントに決めた一番の決め手を、もし差し支えなければ教えていただければと思います。たしか、1号炉はタクマさんだと思いますが、今回は荏原環境プラントになっています。この2グループのうちの決め手となったものを、もし差し支えなければお願いします。

○五島主幹 今回、事業審査委員会を設置させていただいて、減量審議会の中にも審査委員会

の委員に着任していただいた委員もいらっしゃいます。今回、プロポーザル方式という選定方式を行いました。具体的には、先ほどの見学イメージなども含めた事業者の提案を、いろいろな項目がございますが、環境保全に対する取り組み方とか施設の強靱化とか、それぞれご提案いただいて、こちらの点数が100点満点中60点。残りの40点を価格点とさせていただきました。

今回、おっしゃるとおり、2グループのうち1グループはタクマグループでございました。タクマグループも、提案事業としては当然優秀な提案をいただきましたが、技術的なレベルはどちらも優秀な事業者ですので、焼却施設の能力としては同等のご提案でございました。そうした中で、最終的には価格点の差で荏原環境プラント株式会社が最優秀提案者に選定されたものでございます。

○横田会長 ほかにございますか。——特にないですか。

それでは、以上で本日の議事は終了したいと思います。

事務局、あとはお願いいたします。

○山口参事 ありがとうございます。

それでは、次第の2「その他」に移らせていただきます。

今回は事務局からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○岩隈委員 私ごとですけれども、生ごみの減量の件で、昨年以前の12月、キエーロを買いました。1年間使いましたら、本当にいいんです。油を入れても何を入れても、お水を入れてスコップでちょっとかき回してかぶせれば、寒いときは1カ月ぐらいかかりますが、ごみがなくなりました。私はコンポストを2台使っています。ですから、キエーロでだめなものはコンポストを使って、このお正月は生ごみは一切出さず、最初のごみ出しのときは生ごみゼロでした。ですから、どうぞ皆様、ごみ減量とありますので、キエーロもいいし、コンポストもいいし、委員の皆さんもどうぞご利用して、減量をしてみてください。

ちょっと私ごとでしたけれども、お話しさせていただきました。

○金田委員 プラスチックのキエーロでしょうか、木のキエーロでしょうか。

○岩隈委員 木です。8,800円のほうです。(笑) 私は背が低いから、高いのはだめなので、低いのを買って、一々細かく切るなんて面倒くさいので、入れてから先のとがったスコップでポンポンとやって、入れ物に洗うごとくお水を入れて、洗って、それをパッと投げますから、ちょうどきれいになるし、本当にいいです。

○金田委員 木のキエーロは当組合がつくっております。(笑) ありがとうございます。

○山口参事 今、岩隈委員からお話があったとおり、キエーロはすごく効果的だと思いますので、委員の皆様も、もし興味があれば、帰りに環境総務課に寄っていただいて、こちらでもご説明しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○金田委員 在庫はかなりありますので、よろしくお願ひします。(笑)

○山口参事 ほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、本年度の審議会は本日が最後となります。きょうも委員の皆様から各議題でいろいろご意見をいただきました。災害廃棄物処理計画などの内容につきまして、仮に大幅な修正がある場合には横田会長と調整させていただきたいと思ひますので、よろしくご了承のほどお願ひいたします。完成した災害廃棄物処理計画については、郵送させていただきます。今後ともよろしくお願ひします。

最後に、黛環境部長から挨拶させていただきます。

○黛部長 環境部長の黛でございます。最後に申し上げるのも変ですが、委員の皆様には本年もぜひよろしくお願ひいたします。この時期、大体年末が多いんですが、市役所では、来年度の予算がほぼ確定する。実際に厳密に言うると、本当に確定するのは2月に議会にかけて、その承認を得てからですが、昨年、年末ぎりぎりに財政課からの示達と呼んでいますが、それがあって、参考までに環境部の予算は、これは純粋に事業費だけですが、約68億円というのが来年度予算です。

この中で、重立ったものだけざっと申し上げると、まずごみの収集の関係で、戸別収集の事業費が約15億円。大型ごみの関係が約2億4,000万円。また、今、焼却灰は溶融化して再資源化を図っておりますが、これが約6億円。それと、石名坂の焼却炉については、あと10年間は何があってもたせないといけないというのがあります。その改修をする費用が約5億8,000万円。先ほど説明があった北部の2号炉の来年度の分が約5億円。大体このようなところなんです。これはまだ決まっていることではなくて、あくまでも議会の承認を経てから確定ですが、一応、委員の皆様には参考までにお知らせしてもいいかなと思ひましたので、申し上げました。

おわかりいただけるように、とにかく環境の分野は億単位でお金がボコボコとかかってしまうものです。特に廃棄物行政、ごみ処理は、市民生活の安定のためにはどうやっても欠かせないものですし、いわゆる費用がかなりかかってしまうというのも、特定の人とか特定の個人が対象ではなくて、何かやるとなれば全市民の方に必要とされるものやっておりますので、やはりこの辺の費用がかかってしまうというのはいたし方ないのかなと考えております。

す。それだけに、やはりこの分野は行政が主体的に行うのに最もふさわしい分野であろうと考えております。

こういった中で、減量審議会の中では、私どもがやっている廃棄物行政に係る計画とか、新しい事業について、まずこちらの審議会に諮らせていただいて、それから議会で報告する。それから市民周知をして、実施に移るといふことで、この審議会というのは何より非常に重要なものだと考えておりますので、今後も皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

次回の開催は来年度以降、つまり4月以降になってしまいますけれども、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

本日はお寒い中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

○山口参事 それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。なお、平成30年度の第1回審議会については、改めて皆様のほうにご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

午後3時23分閉会